

健感発 1 2 1 1 第 1 号  
平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）

世界的なポリオ根絶に向けた、不必要なポリオウイルスの廃棄について  
（周知及び協力依頼）

急性灰白髄炎（以下「ポリオ」という。）については、昭和 63 年 5 月の世界保健総会における決議に基づき、世界保健機関（以下「WHO」という。）によるポリオ根絶に向けた取り組み（世界ポリオ根絶計画）が推進されているところです。

国内においては、昭和 56 年以降、野生株ポリオウイルスによる症例は報告されておらず、我が国を含む WHO 西太平洋地域においても、平成 12 年以降、輸入例を除き、野生株ポリオウイルスによる症例の根絶状態が続いています。また、世界全体でも野生株ポリオウイルスによる症例は 359 例（平成 26 年）まで減少し、平成 27 年は 11 月 4 日時点で野生株ポリオウイルスの伝播が確認されているのは、アフガニスタン及びパキスタンの二カ国のみとなっています。

こうした現状を踏まえ、WHO では、ポリオ根絶に向けた最終的な取り組みとして、「ポリオ根絶・最終段階戦略計画 2013-2018 (The Polio Eradication & Endgame Strategic Plan 2013-2018)」を進めており、ポリオウイルスの伝播のリスクを最小限にするため、WHO は加盟各国に対して、不必要なポリオウイルスの廃棄及びポリオウイルスを保有している施設リストの提出等を求めています。

本計画では、1～3 型ポリオウイルスのうち、特に 2 型のポリオウイルス（野生株及びワクチン株）について、病原体管理の基本方針を定めています。加えて、施設におけるポリオウイルスの適正な管理の徹底のため、今後、ワクチンの製造、診断、研究等に必要な機能を維持するための施設のみをポリオウイルス保有施設として国が認定することを求めています。

つきましては、我が国においても、世界的なポリオ根絶に向けた取り組みを推進するため、上記の趣旨をご理解の上、貴管下市町村、医療機関及び研究機関等に対し、下記について周知及び協力要請をいただきますようお願いいたします。

## 記

1. 感染性のある2型野生株ポリオウイルスを含む材料（別添の1に掲げられているもの）については、可能な限り平成27年12月末までに、遅くとも平成28年1月末までに、廃棄すること。廃棄の方法については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する四種病原体として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の三十四第三項に規定する方法で滅菌の上、廃棄すること。
2. 感染性のある2型ワクチン株ポリオウイルスを含む材料（別添の2に掲げられているもの）については、平成28年7月末までに廃棄すること。廃棄の方法については、感染性廃棄物として、適切に廃棄すること。
3. 上記の期日を超えて、感染性のあるポリオウイルスを含む材料を継続して保有する必要があると考える場合は、上記の期日までに、その施設等の責任者から、厚生労働省健康局結核感染症課まで連絡すること。

以上

厚生労働省健康局結核感染症課 芳川 大島 氏家  
〒100-8045 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
TEL : 03-5253-1111 (内線 : 2338 (芳川)、2932 (大島))  
FAX : 03-3595-6251

## 感染性のあるポリオウイルスを含む材料

### 1. 感染性のある2型野生株ポリオウイルスを含む材料

- ・ 2型野生株ポリオウイルス（VDPV含む）の感染が確認された臨床検体
  - ・ 2型野生株ポリオウイルス（VDPV含む）の存在が証明された環境水あるいは水サンプル
  - ・ 2型野生株ポリオウイルス（VDPV含む）の細胞培養分離株と参照株
  - ・ 2型の不活化ポリオワクチン生産に必要な種株およびその産物
  - ・ 2型野生株ポリオウイルス（VDPV含む）を感染させたヒトポリオウイルス受容体トランスジェニックマウスを含む動物または感染動物に由来する検体
  - ・ Sabin株より安全であることが証明されていない2型野生株ポリオウイルス由来のカプシドシーケンスを含む研究室材料
  - ・ Sabin株より安全であることが証明されていない2型野生株ポリオウイルス由来のカプシドシーケンスを含む全長RNAまたはcDNA
  - ・ 2型野生株ポリオウイルス（VDPV含む）持続感染細胞
- ※ VDPV (Vaccine-derived polioviruses) : 変異型ワクチン由来ポリオウイルス

### 2. 感染性のある2型ワクチン株ポリオウイルスを含む材料

- ・ 2型ワクチン株ポリオウイルス（Sabin2）細胞培養分離株と参照株
- ・ 経口ポリオ生ワクチン生産に必要な2型の種株及びその生ウイルス材料
- ・ 2型ワクチン株ポリオウイルス（Sabin2）の存在が証明された環境水または水サンプル
- ・ 平成24年9月以前に、経口ポリオ生ワクチン被接種者から採取された糞便や気道分泌物で、2型ワクチン株ポリオウイルスの存在が証明されているもの
- ・ 2型ワクチン株ポリオウイルス（Sabin2）由来のカプシドシーケンスを含む研究室材料
- ・ 2型ワクチン株ポリオウイルス（Sabin2）由来のカプシドシーケンスを含む全長RNAまたはcDNA
- ・ 2型ワクチン株ポリオウイルス（Sabin2）由来のカプシドシーケンスを有したポリオウイルス持続的感染細胞
- ・ 2型ワクチン株ポリオウイルス（Sabin2）を含む経口ポリオ生ワクチンバイアル